

令和6年度

(令和6年6月1日～令和7年5月31日)

令和6年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各部の行う事業に協力し、会務の円滑な推進を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 地区長及び受託団代表と意思疎通を図りながら受託業務の拡大に努める。

令和5年度

(令和5年6月1日～令和6年5月31日)

令和5年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各部の行う事業に協力し、会務の円滑な推進を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 地区長及び受託団代表と意思疎通を図りながら受託業務の拡大に努める。

令和4年度

(令和4年6月1日～令和5年5月31日)

令和4年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各部の行う事業に協力し、会務の円滑な推進を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 地区長及び受託団代表と意思疎通を図りながら受託業務の拡大に努める。

令和3年度

(令和3年6月1日～令和4年5月31日)

令和3年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各部の行う事業に協力し、会務の円滑な推進を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 地区長及び受託団代表と意思疎通を図りながら受託業務の拡大に努める。

令和2年度

(令和2年6月1日～令和3年5月31日)

令和2年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各部の行う事業に協力し、会務の円滑な推進を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 地区長及び受託団代表と意思疎通を図りながら受託業務の拡大に努める。

令和元年度

(令和元年6月1日～令和2年5月31日)

令和元年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会等と連携し交流を深めるとともに公益法人としての知識やスキルの向上を目指す。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成30年度

(平成30年6月1日～平成31年5月31日)

平成30年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 公益法人として会務の執行を円滑適正に遂行するため、各種会議及び研修会に参加し情報収集を行うとともに情報交換及び連携協調を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成 2 9 年度

(平成 2 9 年 6 月 1 日～平成 3 0 年 5 月 3 1 日)

平成29年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各種会議及び研修会に参加し情報収集を行う。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成28年度

(平成28年6月1日～平成29年5月31日)

平成28年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 公益法人の運営に関する情報収集を行うため、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会・関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会との情報交換及び連携協調を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成 2 7 年度

(平成 2 7 年 6 月 1 日～平成 2 8 年 5 月 3 1 日)

平成27年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用推進を図る。
- (3) 各種説明会及び研修会に参加し情報収集を行う。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者協議会を開催する。

平成26年度

(平成26年6月1日～平成27年5月31日)

平成26年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの利用促進を図る。
- (3) 公益法人としての諸規則の改善を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 理事・地区長・受託団代表者会議を開催する。

平成 2 5 年度

(平成 2 5 年 6 月 1 日～平成 2 6 年 5 月 3 1 日)

平成25年度 事業計画

【基本方針】

- (1) 不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する。
- (2) 公共の利益となる事業の速やかな安定実施に寄与する。
- (3) 官公署による登記に関する事業の適正かつ迅速な実施に寄与する。

【総務部】

- (1) 諸会議の計画立案を行う。
- (2) 公嘱だより及びホームページの内容充実を図る。
- (3) 公益法人としての組織の充実を図る。

【経理部】

- (1) 公益法人会計基準を遵守し、適正に会計処理を行う。
- (2) 経費の効率的な運用に努める。

【業務部】

- (1) 公益目的事業を推進するための啓発活動を行う。
- (2) 事業の研究を行う。
- (3) 業務処理体制の充実を図る。